

(互選議員の選挙の管理)

- 第10条 互選議員の選挙においては、選挙長をおかななければならない。この場合において2以上の投票所を設けるときは、投票所ごとに投票管理者をおかななければならない。
- 2 選挙長及び投票管理者は、理事会において選任する。
 - 3 選挙長は、選挙会の開閉、投票の管理、及び開票の管理、並びに当選人の決定その他選挙の管理に関し必要な事務を行う。
 - 4 投票管理者は、投票所の開閉その他投票の管理を行う。
 - 5 互選議員の選挙を行ったときは、選挙長は選挙録を、投票管理者は投票録を作り、それぞれこれに署名しなければならない。
- ただし、第8条第1項のただし書の規定により投票を行わない場合においてはこの限りではない。

(附 則)

1. 平成13年2月20日 組合会の議決をもって条文の一部を変更する。
この規約変更は認可の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。
2. 第11条の規約を第10条に変更し、また条文の一部を変更し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。